熊本県最低賃金 が改定されます!

000

時間額

To be a second of the second o

平成30年10月1日から!

熊本県のこれまでの最低賃金 737 _{円から} 25 _{円アップ}

年齢に関係なく パートやアルバイトなどを含め すべての労働者が対象になります。

熊本労働局 労働基準部 賃金室 TEL:096-355-3202 FAX:096-353-6621